令和8年度 那珂川市

保育施設利用申込案内 (一斉入所申込用)



※この案内は、保育所、認定こども園(保育機能部分)、 小規模保育事業所の新規申込用です。

那珂川市 子育て支援課

〒811-1292 那珂川市西隈 1 丁目 1 番 1 号

TEL: (092) 953-2211 FAX: (092) 953-2312

Email: kosodate@city-nakagawa.fukuoka.jp

目 次

1.	支給認定について・・・・・・・・・・P1
2.	保育施設の利用について・・・・・・・P3
3.	保育施設の利用が決まったら・・・・・・P10
4.	利用者負担額および副食費、諸経費について・・P12
5.	那珂川市保育施設一覧・・・・・・・・P15

1. 支給認定について

幼稚園や保育所等の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受けていただきます。保育が必要な人には、市が利用調整を行うため、同時に、希望する保育施設の利用申込が必要です。

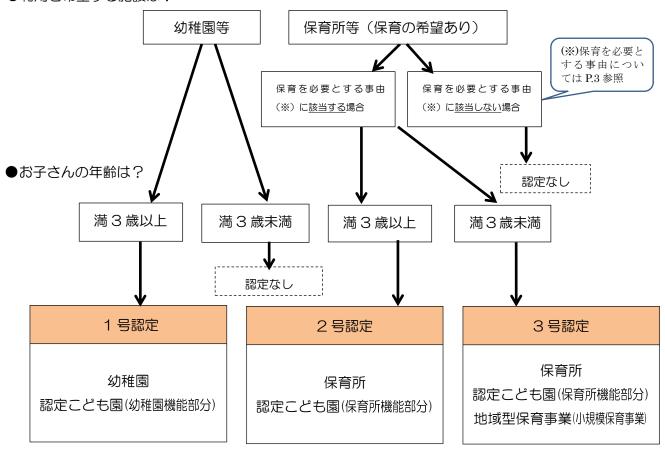
(1) 認定区分について

①支給認定には、3つの認定区分があります。

	対象となる子ども				
支給認定区分	年齡	保育の 必要性	教育•保育時間	利用できる施設・事業	
1号認定 教育標準時間認定	: -		教育標準時間	幼稚園 認定こども園(幼稚園機能部分)	
2 号認定 満 3 歳以上・保育認定	満 3 歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園(保育所機能部分)	
3号認定 満3歳未満・保育認定	満 3 歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所 認定こども園(保育所機能部分) 地域型保育事業(家庭的保育 事業、小規模保育事業等)	

②お子さんの年齢や保育の必要性の有無により、支給認定区分が決まります。また、認定区分に応じて、利用できる保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業)が異なります。

●利用を希望する施設は?



(2) 保育認定(2号認定・3号認定)の保育施設利用手続きの流れ

支給認定(保育の必要性の認定)を申請します。 ※同時に、希望する保育施設の利用申込を行います。 申請者の希望、 保育施設の状況など により、市が利用調 整を行います。 市から「支給認定証」 を交付します。(交付を 希望する場合のみ。) あわせて、利用調整の 結果を申請者にお知ら せします。 利用する施設が決定 します。 利用者は、施設・事 業者と契約し、施設 を利用します。

(3) 保育が利用できる時間(保育必要量)の流れ

保育認定(2号認定、3号認定)を受ける人には、保護者の就労時間等に応じて、保育が利用できる時間(保育必要量)を認定します。

①保育必要量には、「保育標準時間」「保育短時間」の2つの区分があります。

141312 X 2 1-104					
保育の必要量 の区分	利用できる施設・事業	利用時間			
保育標準時間	1日あたり最長 11 時間	午前7時から 午後6時まで			
保育短時間	1日あたり最長 8 時間	午前8時から 午後4時まで			

②保育の必要性の事由毎の保育必要量

ア) 就労時間等に応じて保育必要量を決定するもの

IZ A N 西州 の古中	保育必要量		
保育の必要性の事由	保育標準時間	保育短時間	
就労している		就労時間等が	
就学している(通信教育は含まない)	就労時間等が では、 がは、 がは、 がは、 がは、 がは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		
同居の親族を常時介護又は監護している	月 120 時間以上	120 時間未満	

イ) その他

<u> </u>		
保育の必要性の事由	保育必要量	
妊娠中又は出産後間がない	/0 芬·西米·吐眼	
疾病、負傷、障がい等がある	保育標準時間	
求職活動をしている		
育児・介護休業法に基づく育児休業取得時	/Q 李坛吐图	
に、既に保育施設を利用している子どもが	保育短時間	
いて継続利用が可能である		

- ※各区分の実施時間から外れた時間を利用する場合、又は1日に利用できる最長の時間の範囲 を超えて利用する場合は延長保育となり、延長保育料が発生します。
- ※保育必要量の認定は、月単位となります。「保育の必要性の事由」の変更により保育必要量が変更となる場合は、変更する月の前月末日までに届出が必要です。(※「保育の必要性の事由」の変更が生じた月に届出があった場合も、保育必要量の変更は翌月からとなりますので注意してください。)詳しくは子育て支援課またはご利用中の保育施設へお問い合わせください。

2. 保育施設の利用について

(1) 利用申込ができる人(保育を必要とする事由に該当する人)

- ①生後 50 日経過後~小学校就学前まで
- ②保護者と子どもが那珂川市に住所を有すること(那珂川市に住民票があることを原則とします)
- ③保護者(両親)が次のいずれかの保育を必要とする事由に該当すること
- (ア) 就労していること (月 48 時間以上)
- (イ) 妊娠中または出産後間がない場合(出産日の前 8 週間(多胎妊娠の場合は 14 週間)から 出産日の後8週間を経過する日の月末まで)
- (ウ)疾病、負傷、障がい等がある場合
- (工) 同居の親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時介護又は看護している場合
- (オ) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合
- (力) 求職活動している場合(90日間。なお、起業の準備を含む)
- (キ) 就学している場合(学校教育法に定める学校、専修学校、各種学校又は各種職業訓練に限る。ただし、在宅で就学(通信など)を除く。)
- (ク) 虐待や DV のおそれがある場合
- (ケ) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
- (コ)その他、上記に類似する状態であり市長が認める場合

(2) 保育時間、閉所日、利用開始日、延長保育

〇保育時間

(標準時間)午前7時から午後6時まで

(短時間)午前8時から午後4時まで

〇閉所日

日曜日、祝日

〇利用開始日

利用開始日は、原則として 1日付です。

〇延長保育

就労などの都合で、認定された利用時間までに迎えに来られない場合、1 時間の延長保育を受けることができます (※土曜日の延長保育は実施していません)。

ただし、1歳児から5歳児の入所月については、午後6時までのお迎えをお願いします。

(※O歳児については、延長保育は実施していません)

詳しくは、利用中の保育施設へお問い合わせください。

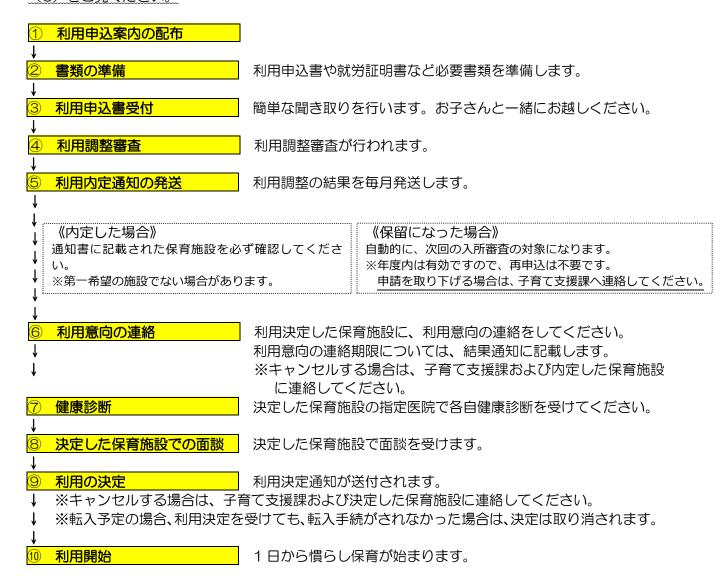
- ※月ぎめは事前の申込が必要です。利用中の保育施設に申込をしてください。
- ※延長保育を解除する場合は必ず事前に解除届を利用中の保育施設に提出してください。

(3) 利用申込から入所するまでの流れ

申込を行う前に、保育施設によって保育方針や取り組みが様々であるため、お子さんと一緒に公 開保育等に参加してから希望施設を決めてください。

利用申込から利用決定までのおおまかな流れは以下のとおりです。

詳細な申込場所や申込締切については、希望する利用開始時期により異なりますので、(4)~(6)をご覧ください。



内定決定後のキャンセルについて

内定および利用の決定後に自己都合によるキャンセルの申し出があった場合は、保育の必要性が低いものとみなし、その年度中は優先順位を下げた状態での再審査となります。 希望保育施設については十分に検討のうえ、利用する意思のある保育施設を申し込みください。

なお、小規模保育事業所の入所内定をキャンセルした場合は除きます。

(4) 公開保育等の参加について

保育方針や保育スペースの広さ等、保育施設によってさまざまな違いがあります。

保育環境等をご自身の目でご確認いただくため、<u>入所申込前に、希望する保育施設で公開保育の参</u>加をお願いしています。

(5) 一斉入所受付(4月1日入所希望の場合)

利用申込には「一斉入所受付」と「随時入所受付」があります。

一斉入所受付の期限に間に合わない場合は、4月の随時入所受付にて申込みいただけますが、一斉 入所分の審査・内定後に随時入所受付分を審査しますのでご了承ください。詳細については下記をご 覧ください。

〇申込場所:第一希望の保育施設

- ※面接を行いますので、当日は申込みされるお子さんと一緒にお越しください。
- ※予約は不要です。直接、保育施設にお越しください。
- ※第一希望が小規模保育事業所の場合は、各連携施設へ提出してください。

第二なかがわ保育園の連携施設:なかがわ保育園

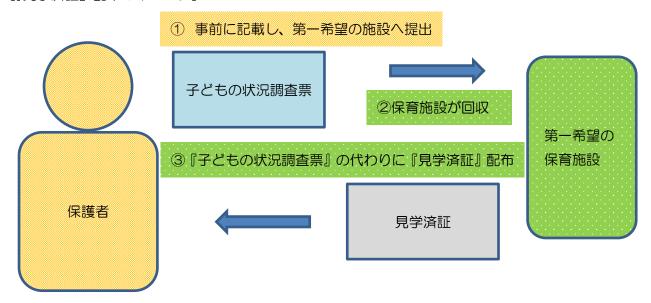
那珂川片縄コスモス保育園の連携施設:那珂川道善コスモス保育園

※【第一希望の保育施設の受付日に行けない場合】

次のとおり、申請書類の提出方法が異なります。

- ① 必ず、第一希望の保育施設に連絡し、面接の日時を調整してください。
- ② 『子どもの状況調査票』を持参のうえ、面接を受けてください。
- ③ 『子どもの状況調査票』と引き換えに保育施設から発行された『見学済証』を含む全ての書類を期間内に子育て支援課にご提出ください。

【『見学済証』配布のイメージ】



【障がいがある、アレルギーがあるなど、特別な配慮を要する児童】

入所にあたり、特別な配慮を要するお子さんについては、施設によっての対応が異なりますので、公開保育や見学時等にお子さんの状況についてお話しいただき、必ず事前にご相談ください。

- ※お子さんの状況により、医師からの診断書等の提出が必要になる場合があります。
- ※医療的ケア児の入所については、事前にご相談ください。
- ※原則、保育士は医療行為(状況に応じた投薬等)を行うことができません。

〇申込期間:下記の表の通り

下記の第①期間または第②期間で必ず提出してください。どちらの期間で提出しても、先着等の優先順位はありません。ただし、書類不備等で当日提出できなかった場合、12月19日(金)の17時までに子育て支援課へ不足分を提出しなければ審査ができませんので、余裕をもってご提出ください。

【一斉入所受付 第①期間】

日付	保育施設	受付時間
11月11日(火)	バディスポーツ幼育園博多南校	
11月12日(水)	青葉保育園	
11月13日(木)	青葉桐の花保育園	
11月14日(金)	中央保育所	午後2時30分
11月17日(月)	那珂川第一幼稚園	~
11月18日(火)	那珂の森保育園	午後4時30分
11月19日(水)	那珂川道善コスモス保育園	
11月20日(木)	南畑ピノキオ森のこども園	
11月21日(金)	福岡ピノキオこども園	
11月25日(火)	なかがわ保育園	

【一斉入所受付 第②期間】

日付	保育施設	受付時間
12月8日(月)	那珂川道善コスモス保育園	
12月9日(火)	那珂の森保育園	
12月10日(水)	青葉保育園	
12月11日(木)	南畑ピノキオ森のこども園	午後2時30分
12月12日(金)	那珂川第一幼稚園	~
12月15日(月)	福岡ピノキオこども園	午後4時30分
12月16日(火)	青葉桐の花保育園	1 12 123 5 6 75
12月17日(水)	中央保育所	
12月18日(木)	なかがわ保育園	
12月19日(金)	バディスポーツ幼育園博多南校	

※令和8年1月、2月、3月の利用申込を希望する人は、上記【一斉入所受付】で同時に 受け付けることができます。

各月の申込期間は下記のとおりです。

- ・令和8年1月の利用申込⇒一斉入所受付 第①期間
- 令和8年2月の利用申込⇒一斉入所受付 第①期間、第②期間
- 令和8年3月の利用申込⇒一斉入所受付 第②期間

受付期間及び必要書類の確認など、詳しくは那珂川市子育て支援課にお尋ねください。

○電子申請マイナポータルによるぴったりサービスにて申請する場合

国が運営するオンラインサービス「マイナポータル」内の「ぴったりサービス」によるオンライン上での申請が可能です。詳細は別紙『マイナポータル(ぴったりサービス)による認可保育施設の新規利用申込について』をご覧ください。

※電子申請の場合は、利用申込書を除く、全ての申請書類をデータにて添付していただく必要があります。

〇利用調整審査結果:令和8年1月下旬 発送予定

内定が決定しなかった場合、自動的に 4 月の随時入所審査の対象となります。 (申込は年度内有効です。)

〇利用する保育施設説明会

入所内定した場合、保育施設で開催される説明会がありますので、参加をお願いします。 詳しくは、内定した保育施設へお問い合わせください。

≪在園児のきょうだい児を利用させたい場合≫

利用中の児童のきょうだい児が保育施設の利用を希望する場合は、利用中の保育施設に申込書を提出してください。詳しくは利用中の保育施設にお尋ねください。

慣らし保育期間としての入所について

(産体や育体が終了して) 職場に復帰する人や申込日現在では就労していなくても、就労する日が確定している人(別途書類の提出が必要)については、**復帰(就労)予定日から最大1ヶ月の範囲内で慣らし保育期間として利用を認めています。利用する場合には、利用申込を1ヶ月早める必要があります。**

- (例) 7月1日に復帰予定で、慣らし保育期間として6月より利用を希望する場合。
 - ⇒6月入所の申込期限までに申込みが必要です。利用開始日は6月1日となりますので、保育料 も6月分からお支払いただくことになります。
- ※利用人員の状況などによっては、慣らし保育のための利用ができない場合があります。
- ※復帰日の前月から慣らし保育を始める場合、入所月(復帰前の月)は短時間認定となります。
- ※『教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書』の「育児休業中の審査希望欄」に

 「および自署がある方は、点数を0点とし、審査を行います。
- ※『教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書』の「育児休業中の審査希望欄」中**」**または自署のどちらか一方に不備がある場合、確認させていただきます。
- ※『教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書』の「育児休業中の審査希望欄」を記載された方で、 「**育児休業中の審査希望欄」を取消す場合、12月19日(金)の17時まで**に那珂川市子育て支援 課(TEL:092-953-2211)にご連絡ください。
- ※『教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書』の「**育児休業中の審査希望欄」に**図および自署 を追加する場合は、12月19日(金)の17時までに那珂川市子育て支援課にお越しください。

(6) 利用申込後、申請内容を変更する場合

利用申込後、希望施設を追加する等、申請内容を変更する場合、12月19日(金)の17時まで に那珂川市子育て支援課へご連絡ください。

なお、第一希望の保育施設を変更する場合は、再度『子どもの状況調査票』を記入のうえ、必ず第一希望に変更予定の保育施設に『子どもの状況調査票』の確認を受けてください。その際に保育施設から配布される『見学済証』を 12月19日(金)の17時までに那珂川市子育て支援課にご提出ください。

(7) 利用調整

保育施設の利用調整にあたって、「1. 基本点数」及び「2. 調整点数」により、世帯の点数を計算し、合算点数の高い世帯から利用可能としています。

なお、同一点数で並んだ場合は「3. 優先基準」に規定する順位により、優先順位を決定し、優先順位も同じ場合は抽選で内定者を決定しています。

1. 基本点数

類	型	状 況	点数
就労		1 か月の勤労が160時間以上の労働	100
		1 か月の勤労が140時間以上160時間未満の労働	90
		1 か月の勤労が120時間以上140時間未満の労働	80
		1 か月の勤労が100時間以上120時間未満の労働	70
		1 か月の勤労が48時間以上100時間未満の労働	60
内職			60
妊娠、出産		妊娠中であるか又は出産後間がない場合(出産日の前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)	0.0
		から出産日の後8週間を経過する日の月末まで)	80
疾病	疾病、負傷	入院加療又は安静を要する(常時臥床)状態	100
負傷 障がい		居宅内で療養を要する状態	70
		上記以外	30
	精神又は 身体の 障がい	身体障害者手帳 1~3級、療育手帳	90
		精神障害者保健福祉手帳 1~2級の場合	30
	№ PPI VI	上記以外	30
同居親族等	の介護、看護	入院加療又は安静を要する(常時臥床)状態	70
		上記以外	30
災害復旧		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	200
求職活動		利用申込時点で、求職活動を行っている場合	50
		利用開始後、求職活動を行う場合	30
就学		学校教育法に規定する学校等に在学(入学予定を含む)している、若しくは職業訓練絞等における職業訓練を受けている場合	70
児童虐待・ 配偶者からの暴力		児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待又は配偶者からの暴力により、社会的養護が必要な状態にあり、特に保育が必要と認められる場合	200
育児休業取	7得	育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が可能である場合	50
その他		児童福祉の観点から、市長が必要と認める場合	200

(備考)

- 父母が保育できない理由・状況に応じて上記の基本点数を設定する。
- 父母それぞれの基本点数を合算して、世帯の基本点数とする。
- ・父母が複数の事由に該当する場合は、各々について基本点数が高い方の理由・状況を採用する。
- ・父母がいない場合は、その他の保護者とする。
- •「就労」の就労時間は休憩時間を含むものとする。

2. 調整点数

類型	保育できない理由・状況	
	ひとり親家庭の状態にある場合	120
世帯の状況	生活保護世帯で就労による自立支援につながる(就労・求職活動)と判断される場合*1	15
世帝の状況	生計中心者の失業等(自己都合以外)により、就労の必要性が高い場合	10
	社会的養護が必要な世帯で、市長が緊急に保育の実施が必要と認めた場合	10
児童の状況	利用申込児童が精神又は身体に障がいを有している場合	5
	育児休業を取得しており、復職に伴い利用申込をする場合	15
就労等の状況	雇用主が父母の親族である場合	4 5
	父母のうちいずれかが単身赴任 ^{*2} の場合	5
きょうだい児	2 号または 3 号認定を受けた既入所きょうだい児と利用申込児童が合わせて 2 人以上いる場合(3人以上の場合、1人につき5点加算)	10
2 x 7/2 v 1/2	既入所きょうだい児がいない場合で、児童2人以上同時に利用申込をする場合 (3人以上同時申込の場合、1人につき5点加算)	5
	地域型保育事業所等の卒園児である場合	15
th 2 0.44.0	1 号認定から 2 号認定へ変更する場合で、同一施設の利用を希望する場合	10
申込の状況	現年度中に入所内定をキャンセルした場合	▲ 40
	ただし、小規模保育事業所の入所内定をキャンセルした場合を除く	
	利用申込時点*3で、利用不可期間*4が利用希望月より連続して3ヶ月以上ある場合	1
利用不可の状況	利用申込時点で、利用不可期間が利用希望月より連続して6ヶ月以上ある場合	3
	利用申込時点で、利用不可期間が利用希望月より連続して12ヶ月以上ある場合	5
保育士	市内の認可保育施設で保育士等として雇用されている場合(雇用予定を含む)	100
その他	児童福祉の観点から、市長が必要と認める場合	_
育児休業延長希望	『教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書』の「育児休業中の審査希望欄」に 🗹 及	_
	び自署がある世帯の合算点数に〇(ゼロ)を乗じる。	

(備考)

- ※1「生活保護世帯で就労による自立支援につながると判断される場合」は、生活保護世帯で保護者の『就労証明書』又は『誓約書兼就職活動報告書』の提出があった場合に限る。
- ※2「単身赴任」は、該当する父母のいずれかが利用申込児童と異なる住所地に居住している場合に限る。
- ※3 利用不可となった場合、当該利用申込に係る同一年度内の利用調整においては、「利用申込時点」を「利用調整時点」 に読み替える。次項目について同じとする。
- ※4「利用不可期間」とは、保育施設の利用申込を行い、利用不承諾となっている期間である。

3. 優先順位

順位	優先基準		
1	施設利用を辞退したことのない人を優先する。		
2	ひとり親世帯、生活保護世帯		
3	基本点数 (父母の基本点数を合計したもの) を比較し、点数が高い人を優先する。		
4	保育施設の利用申込を行っているものの、利用不可で利用待ちをしている期間が 長い人を優先する。		
5	既入所きょうだい児(1 号認定含む)と同一施設の利用を希望する場合を優先する。		
6	父又は母の基本点数のうち、いずれか低い点数を比較し、その点数が高い人を優先する。		
7	保育施設の希望順位が高い人を優先する。		
8	保育料算定時の市町村民税所得割額が低い世帯を優先する。		

3. 保育施設の利用が決まったら(認可保育施設を利用する人のみ)

(1) 慣らし保育

◇期間 1~2週間程度

入所後、児童が保育施設の環境に慣れるまで慣らし保育を行います。慣らし保育の実施状況は、 家庭の事情や子どもの状態などによって異なるため、入所後、保護者と相談しながら決めていきます。

(2) 昼食・おやつ

◇保育施設での昼食は、給食を実施しています。給食は、それぞれの保育施設で栄養士が栄養のバランス、質、量、年齢や子どもの好みを考え、多様性と季節感あふれる献立を作成しています。

- ※朝食、夕食はありません。
- □3歳未満クラス 完全給食(主食、副食、間食2回)
- ※離乳食はおよそ半年頃から始め、その子の発達に応じて、保護者と話し合って進めていきます。
- ※給食費は利用者負担額に含まれます。ただし、給食をとらなかったとしても払い戻しはありません。
- □3歳以上クラス 副食、間食1回(主食は持参)
- ※保育料無償化に伴い、保育料に含まれていた副食費は実費徴収となります。金額、お支払い方法については、入所する施設にお尋ねください。
- ※副食費については、月額料金となります。利用回数にかかわらず、月に一度でも利用した場合は 副食費全額をお支払いいただきます。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと多子 軽減の対象範囲の第3子以降の子どもは副食費が免除されます。副食費免除対象者につきましては、入所決定後に別途通知します(申請不要)。

(3) 送迎バス

◇実施施設:なかがわ保育園、那珂川第一幼稚園、バディスポーツ幼育園博多南校、 福岡ピノキオこども園、南畑ピノキオ森のこども園

※保護者負担あり。利用できる年齢や時間帯、地域等の詳細は、直接施設にお問い合わせください。

(4) 病気

- ◇病気にかかっている子どもは、登園をお断りする場合があります。
- ◇伝染性疾患の場合は、完治後、登園の際に医師の治癒証明書(保育施設にあります)を提出していただきます。
- ◇保育中に発熱したり、子どもの健康状態に異常が見られたりする場合は、保護者に連絡をとり、 自宅保育となり迎えに来ていただくことになります。乳幼児は、特に病状が急変しやすいので、 保護者はいつでもその所在を明確にしていただく必要があります。このため、住所、連絡先など に変更があった場合は、必ず入所中の保育施設へ届け出てください。
- ◇保育施設での集団予防注射等は行っていません。

(5) 退所

◇保育施設入所後、仕事を辞めるなどにより、家庭保育が可能となった場合は、退所していただくことになります。また、市外に転出する場合も退所となります。転出が決まったらすぐに保育施設または子育て支援課に連絡してください。

退所届が提出されるまで(退所日は、退所届の提出日よりも前に遡ることができません)は、保育料がかかりますので退所することが決まったら直ちに保育施設または子育て支援課に退所届を提出してください。

<転出が決まったら…>

退所届を提出してください。原則として転出する月内の利用は認めています。

く仕事を辞めたら…>

原則として退所していただくことになります。ただし、離職後に求職活動等をする場合、書類を提出することで継続利用が可能となります。提出する書類については、「(7)保育を必要とする事由が変わった場合の手続き②」をご覧ください。

求職活動では**保育短時間**での継続利用となります。<u>離職した日から 90 日目の属する月の末日までを継続利用の限度とします。</u>その期間中に就労証明書が提出されない場合、退所となります。

※退職する場合には、お早めの申出やご相談をお願いします。就労していないにもかかわらず 届出なしで保育施設に登園させていることが判明した場合には、退所していただくことにな りますのでご注意ください。

(6) 育児休業取得中の継続利用

お子さんを出産する場合、産休にあたる期間(出産日の前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)から出産日の後8週間を経過する日の月末まで)を除き家庭で保育する(育児休業を取得した)場合、下記の要件を満たし申請をすることで、継続して保育施設を利用することができます。

育児休業を取得する保護者が育児・介護休業法に基づく育児休業を取得すること。 (正規・非正規の雇用形態は問いません) ※ただし、1年以内の育児休業期間に限ります。

また、育児休業取得中の継続利用の場合は、保育短時間での継続利用となります。

(7) 保育を必要とする事由が変わった場合の手続き

入所中に保育を必要とする事由が変更となる場合には、必ず事前に保育施設または子育て支援課 にお問い合わせください。提出書類等を含めご説明いたします。

	事由変更の内容	提出書類		
1	家族構成が変わった場合	• 住所·氏名·保護者·家族構成変更届		
2	離職後、求職活動する場合	保育施設支給認定事由変更届兼継続利用申請書誓約書兼就職活動報告書		
3	求職中の人が就職する場合	• 保育施設支給認定事由変更届兼継続利用申請書		
4	雇用期限の更新があった場合	• 就労証明書		
5	勤務先に復職した場合			
6	出産予定の場合	• 保育施設支給認定事由変更届兼継続利用申請書		
0		・現況申立書 ・母子手帳等の写し		
7	育児休業を取得した場合	• 育児休業期間の継続入所申請書		
		• 育児休業期間証明書等		

4. 利用者負担額および副食費、諸経費について

(1) 利用者負担額の決定

利用者負担額は、父母の市町村民税所得割額を合算した額に応じて決定します。父母の収入の合計額によっては、同居の祖父母等の市町村民税所得割額で決定する場合もあります。

4月分から8月分まで→令和7年度市町村民税所得割額(令和6年中の所得より計算) 9月分から3月分まで→令和8年度市町村民税所得割額(令和7年中の所得より計算)

利用者負担額は児童の当該年度 4 月初日の前日時点の年齢により決定されます。年度の途中で誕生日を迎えても、支給認定区分(2号認定、3号認定)の変更に伴う利用者負担額の変更はありません。

≪注意事項≫

- ①利用者負担額の算定には、住宅取得控除、配当控除など控除できないものがあります。
- ②保育施設を欠席した場合でも、利用者負担額は全額お支払いいただきます。
- ③世帯状況の変更に伴い、年度の途中で利用者負担額が変わることがあります。
- ④税額に変更があった場合は、利用者負担額が変わることがありますので、必ず、子育て支援課にご 連絡ください。
- ⑤期日までに利用者負担額の納入がない場合、児童手当より充当を行うことがあります。
- ⑥月途中で退所した場合の利用者負担額は日割りとなります。

(2) 利用者負担額表(参考)

	階層区	保育認定(O~	2歳児クラス)	
		保育標準時間	保育短時間	
第1	生活保護受給世帯	• 里親	О	0
第2-A	市町村民税	「ひとり親世帯」「在宅障がい児 (者)世帯」等	0	0
第2-B	非課税世帯 (注1)	上記以外の世帯	0	0
第3-A	所得割課税額	「ひとり親世帯」「在宅障がい児 (者)世帯」等	9,000	9,000
第3-B	48,600円未満	上記以外の世帯	19,500	19,300
第4-A	所得割課税額	「ひとり親世帯」「在宅障がい児 (者)世帯」等	9,000	9,000
第4-B	77,101円未満	上記以外の世帯	30,000	29,600
554 -□	所得割課税額97,0	OO円未満	30,000	29,600
第5	所得割課税額169	000円未満	44,500	43,900
第6	第6 所得割課税額301,000円未満			60,100
第7	第7 所得割課税額397,000円未満		80,000	78,800
第8 所得割課税額397,000円以上			83,000	82,000

	教育認定	保育認定 (3歳児以上クラス)
教育・保育給付認定子ども	0	0

(注1) 保育認定の場合における「市町村民税非課税世帯」には、<u>所得割非課税世帯を含みません。</u>

※階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。

※この表における「里親」とは、児童福祉法第6条の 4第1項に規定する里親であって、養子縁組里親及び 親族里親については、保護者の所得に応じた階層決定 を行います。

現時点では利用者負担額が確定していません。

左表は令和7年度分利用者負担額表です。

今後変更になる可能性がありますが、利用者負担 額の参考としてお知らせいたします。

令和8年度分の正式な利用者負担額について は、決定次第お知らせいたします。

●多子軽減に係る多子計算の対象範囲について

きょうだい児がいる場合、利用児童が第〇子目にあたるかを数える対象範囲は、世帯の所得割額により異なります。対象範囲については以下のとおりです。

所得割課税額 57,700 円未満の場合 (「ひとり親世帯等」 「在宅障がい児(者)世帯」 は 77,101 円未満)

「保護者が監護し、生計が同一の子ども」であれば、年齢に関わらず、多子計算の対象範囲に該当します。

所得割課税額 57,700 円以上の場合 (「ひとり親世帯等」 「在宅障がい児(者)世帯」 は 77,101 円以上)

<u>就学前の児童で</u>、認可保育施設、認可幼稚園、企業主導型保育施設及び児童福祉法で定める障がい児通 所施設等(いずれも市外を含む)に入所(園)している場合、多子計算の対象となります。

※企業主導型保育事業を実施する保育施設を利用するきょうだいがいる場合、関係書類の提出が必要となりますので、詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

●多子軽減による第2子の保育料について

下記の表は、利用者負担額表からみた負担割合を示しています。

□「ひとり親世帯」「在宅障がい児(者)がいる世帯」

利用児童	階層				
利用汽里	3-A•4-A	5 ~ 8			
第1子	全額	全額			
第2子	無料	半額			

※1階層・2-A階層はすべて無料

口左記以外の世帯(一般世帯)

利用児童	階層		
利用汽里	3-A•4-A•5~8		
第1子	全額		
第2子	半額		

※1階層・2-B階層はすべて無料

≪第3子以降保育料無償化について≫

令和7年9月から、第1子、第2子の年齢や世帯の収入に関係なく、第3子以降の保育料が無償になります。手続は不要ですが、生計が同一で、住所が異なる子どもがいる場合は、所定の用紙での申請が必要ですので、お問い合わせください。

(例) 所得割課税額 57,700 円以上の世帯で、子どもが3人の場合

	令和7年9月から	令和7年8月まで		
	の利用者負担額	の利用者負担額		
第1子 中学生	_	-		
第2子 小学生	_	-		
第3子 保育園児(1歳児)	無償	全額		

(3) 利用者負担額および副食費の納付について

(O~2 歳児クラス)

〇納付先 (利用者負担額)

種別	納付先	納付方法	
公立•私立保育所	市	口座振替(振替日は毎月末日、金融機関休業日の場合は	
		翌営業日)※	
認定こども園	利用施設	施設が指定する方法による	
小規模保育事業	利用施設	施設が指定する方法による	

(3歳児クラス以上)

〇納付先 (副食費)

種別	納付先	納付方法
公立保育所	市	口座振替(振替日は毎月末日、金融機関休業日の場合は
		翌営業日)※
私立保育所•認定	利用施設	施設が指定する方法による
こども園		

※公立・私立保育所の口座振替の手続き

口座振替の手続きは、口座振替依頼書を保育施設利用申込書と一緒に提出してください。 (すでに口座振替により利用者負担額を納付されている人については、改めて手続きしていただく必要はありません。)

(4) 副食費について

3歳児クラスから5歳児クラスの対象子どもについて、<u>年収360万円未満相当世帯の子ども、また</u>は全ての世帯の第3子以降の子どもに該当する場合、給食費のうち副食費相当額が無償化されます。

なお、第3子以降の子どもの対象範囲については**利用者負担額多子計算の対象範囲(前頁)**のとおりとなります。

※副食費の金額は保育施設で異なります。入所決定した施設にご確認ください。

(5) 諸経費

◇保育施設に入所後、利用者負担額の他に諸経費が発生します。 諸経費は、保育施設によって異なりますので、詳しくは、直接保育施設へお尋ねください。

5. 那珂川市保育施設一覧

〇認可保育所

NO.	施設名	定員	所在地	電話番号	開所時間	園ホームページ
1	中央保育所	200	東隈 1 丁目 13-1	952-5101		
2	青葉保育園	165	今光 4 丁目 100	953-1611		
3	那珂の森保育園	120	五郎丸3丁目16-1	952-0585	午前7時から	
4	青葉桐の花保育園	170	中原6丁目10-30	954-0987	午後6時まで	
6	なかがわ保育園	180	道善5丁目69-12	952-2461		
6	那珂川道善 コスモス保育園	200	道善 1 丁目 45	0570-0053-63 ※ナビダイヤルに 繋がります		

〇小規模保育事業所

NO.	類型	施設名	定員	所在地	連携施設 電話番号	· 開所時間	園ホームページ
	A #II	- たかがわ(2 斉国)	19	中原2丁目124	なかがわ保育園		
⑦ A型 第二	第二なかがわ保育園	19	中原2J日 124	408-1010	ケギス味から		
		取(757111) 上 4 用			那珂川道善コスモス 保育園	午前 7 時から午後 6 時まで	
8	A型	那珂川片縄 コスモス保育園	19	片縄8丁目135-1	0570-0053-63 ※ナビダイヤルに 繋がります		

※小規模保育事業所を利用できるのは O~2 歳児(令和5年4月2日以降に生まれた児童)に限ります。また、小規模保育事業所に入所した場合、3歳に到達した翌年度からは原則、連携施設へ転園となります。(連携施設以外に入所を希望される方は、新規入所申込みの取扱いとなります。)

〇認定こども園 (保育所機能部分)

NO.	類型	施設名	定員	所在地	電話番号	開所時間	園ホームページ
0	幼保連携型	バディスポーツ 幼育園博多南校	66	五郎丸 1-98-1	953-7222	午前7時から午後6時まで	
10	幼保連携型	那珂川第一幼稚園	90	松木5丁目1-1	953-1135		
(1)	幼保連携型	福岡ピノキオこども園	125	恵子 1-1-2	951-0066		
12	幼保連携型	南畑ピノキオ 森のこども園	45	埋金 811-1	951-0777		

[※]認定こども園の教育機能部分の利用を希望する場合は、施設へ直接お申込みください。

災害時の休園などについて

風水害や地震などの災害が発生し、お預かりしている園児に危険が見込まれる場合や施設被害により受け入れが困難な場合に、休園や早めのお迎えなどの措置をとることがあります。

那珂川市 LINE(@nakagawacity)

※那珂川市から避難情報や暮らしの情報をお届けします